

# 用語集

## 会計区分等

項目	説明	明
一般会計等	市町村の財政の中心をなし、行財政運営の基本的な経費を網羅している「一般会計」と、「一般会計」とは区分して経理する「特別会計」のうち下記の公営事業会計以外のものを合わせたもの。	
公営事業会計	「一般会計」に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理する「特別会計」のうち、公営企業(水道、病院、交通など)、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業(競馬、競艇、宝くじなど)、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計。	
一部事務組合	複数の都道府県、市町村及び特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために、地方自治法に基づき設置する団体。	
第三セクター等	当該地方公共団体が出資又は出えんしている法人で、当該地方公共団体の出資割合が25%以上のもの又は当該地方公共団体が補助、貸付、損失補償、債務保証のいずれかを行っているもの及び住宅供給公社、道路公社又は土地開発公社。	

## 基本用語（一般会計等、公営企業会計のうち法非適用企業共通）

項目	説明	明
標準財政規模	$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	地方公共団体の一般財源の標準規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえに必要な一般財源の総量と考えられる。
臨時財政対策債発行可能額		一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債で、地方交付税法の規定により算出した基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標。
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標。

## 基本用語（公営企業会計）

項目	説明	明
総収益 (法適用企業)	営業収益 + 営業外収益 + 特別利益	
総費用 (法適用企業)	営業費用 + 営業外費用 + 特別損失	
歳入 (法非適用企業)	歳入決算額 - (前年度からの繰越金 + 収益的支出に充てた地方債 + 収益的支出に充てた他会計借入金)	
歳出 (法非適用企業)	歳出決算額 - (積立金 + 前年度繰上充用金)	
純損益 (法適用企業)	総収益 - 総費用	当該年度の公営企業の経済活動の結果として生じた正味財産高の増加又は減少。
資金不足額	法適用企業 (流動負債 + 資金手当債等残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 法非適用企業 実質赤字額 + 資金手当債等残高 - 解消可能資金不足額  解消可能資金不足額 事業の性質上、一定の期間、構造的に資金不足が発生する場合に、資金不足額から控除する一定の額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

## 財政指標

項 目	説	明
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。
連結実質赤字比率	$\frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$ <p>A：一般会計等における実質赤字額 B：公営企業会計における資金不足額 C：一般会計等における実質黒字額 D：公営企業会計における資金剰余額</p>	公営企業会計を含む全会計における実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合を示す指標。
実質公債費比率	$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \quad (3\text{ヶ年平均})$ <p>A：地方債の元利償還金 B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) C：A及びBに充てられた特定財源 D：A及びBのうち交付税措置されたもの E：標準財政規模</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金等）の標準財政規模に対する割合を示す指標。</p> <p>地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限される。</p>
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額}(A) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元金(準元金)償還金の交付税算入額}}$ <p>Aの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：一般会計等の地方債現在高</li> <li>：債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもののみ）</li> <li>：一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額</li> <li>：加入する組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額</li> <li>：一般会計等が負担する退職手当支給予定額</li> <li>：設立した一定法人の負債の額等、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況等を勘案した一般会計等からの負担見込額</li> <li>：連結実質赤字額</li> <li>：組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額</li> </ul>	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担することが見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標。
資金不足比率	$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。公営企業の資金不足を、料金収入などの主たる経営活動から生じる収益等に相当する事業規模と比較したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標の一つである。
財政力指数	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (3\text{ヶ年平均})$	地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3ヶ年間の平均値で、指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}}$ <p>（ 経常経費：人件費、扶助費、公債費 等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税 等 ）</p>	経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時的財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。